

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

1 概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の施行期日を平成28年4月1日とするもの。

2 参照条文

○地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

政令第二十九号

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。